



平成18年5月11日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 岡 礼 三
コ ー ド 番 号 1 8 9 6 東 ・ 大 証 第 1 部
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 太 田 孝 夫
TEL (03) 3618 - 6500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第75期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 新設する規定は、当社の機関を定める規定(変更定款第4条)、電子公告制度を導入する規定(変更定款第5条)、株券を発行する規定(変更定款第7条)、単元未満株主の権利を定める規定(変更定款第10条)、定時株主総会の議決権の基準日を定める規定(変更定款第14条)、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を定める規定(変更定款第16条)、株主総会において議決権を代理行使できる株主の人数を定める規定(変更定款第18条)及び剰余金の配当の基準日を定める規定(変更定款第34条)であります。
- (2) 取締役、監査役の責任限定する規定は平成14年の定時株主総会で承認を得ておりますが、会社法で社外監査役との責任限定契約が導入されたことから、現行定款第28条の変更を行うものであります。
- (3) 定款上で引用する条文を会社法の相当する条文に変更するとともに、会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表記の変更、字句の修正及びその他所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更

部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p><新設></p> <p>(公告) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数は、8,000万株とする。</u></p> <p><新設></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、8,000万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利) 第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 2 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(基準日) <u>第8条</u> 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、株主又は登録質権者として権利を行使すべき基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) <u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又は信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式の取扱規程) <u>第10条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、单元未満株式の買取りその他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集) <u>第11条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 <u>前項のほか必要の都度臨時株主総会を招集する。</u></p> <p><新設></p> <p>(議 長) <u>第12条</u> 株主総会の議長は、社長がこれにあたり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式の取扱規程) <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款に定めるもののほか、</u>取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集) <u>第13条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 <u>前項のほか必要の都度臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議 長) <u>第15条</u> 株主総会の議長は、社長がこれにあたり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第16条</u> 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行なう</u>。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主が法人である場合には、<u>法人の役員又は従業員に議決権を行使させることができる</u>。</p> <p>前項の場合には、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主が法人である場合には、<u>法人の役員または従業員に議決権を行使させることができる</u>。</p> <p>前項の場合には、あらかじめ代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第15条 当会社に<u>取締役8名以内を置く</u>。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する</u>。</p> <p>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当会社の<u>取締役は、8名以内とする</u>。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</p>
<p>(役付取締役) 第18条 当会社の役付取締役は、会長及び社長とし、<u>取締役会の決議をもって定める</u>。</p>	<p>(役付取締役) 第22条 当会社の役付取締役は、会長及び社長とし、<u>取締役会の決議によって定める</u>。</p>
<p>(代表取締役) 第19条 社長は、当会社を代表する。 前項のほか取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役若干名を<u>定めることができる</u>。</p>	<p>(代表取締役) 第23条 社長は、当会社を代表する。 前項のほか取締役会の決議によって当会社を代表する取締役若干名を<u>選定することができる</u>。</p>
<p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>取締役会の招集通知は、会日の<u>三日</u>前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第21条 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>3百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(執行役員) 第22条 当社は、取締役会の決議をもって、業務執行を行う執行役員を置くことができる。</p> <p>執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。</p>	<p>取締役会の招集通知は、会日の<u>3日</u>前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の<u>同法第423条第1項の損害賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>3百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(執行役員) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、業務執行を行う執行役員を置くことができる。</p> <p>執行役員に関する事項は、取締役会で定める執行役員規程による。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(監査役の数) 第23条 当社は<u>監査役4名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(監査役の数) 第27条 当社の<u>監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>
<p>(常勤監査役) 第26条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の<u>三日</u>前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の<u>3日</u>前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第28条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定によ</p>	<p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>り、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><新設></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>（営業年度） 第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。</p> <p>（利益配当金） 第30条 利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録のある株主又は登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>（利益配当金の除斥期間） 第31条 <u>利益配当金</u>がその<u>支払いの提供</u>をしてから満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>同法第423条第1項の損害賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>（事業年度） 第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。</p> <p>（期末配当の基準日） 第34条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>（期末配当金の除斥期間） 第35条 <u>期末配当金</u>がその<u>支払開始の日</u>から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日（火曜日）
定款変更の効力発生日 平成18年6月27日（火曜日）

以 上